

平成27・28年度から

軽自動車税が変わります

平成26年度の税制改定により、平成27年度以降の軽自動車税の税額が変更になります。お持ちの軽自動車について車両番号の指定を受けたかによって適用される税額および年度が異なりますので、車検証などを確認ください。

▷初めて車両番号の指定を受けた年月（右欄参照）と適用される税額

▶平成27年3月以前（車両番号の指定を受けてから13年経過しない車両）…「①現行税額」が適用されます。

▶平成27年4月以降…平成28年度から「②新税額」に変更されます。

※ただし、車両の取得が平成27年4月1日に行われた場合に限り、平成27年度から変更されます。

▶初めて車両番号の指定を受けた年月から13年経過した車両…平成28年度以降、13年経過し次第「③重課税額」に順次変更されます。ただし、電気自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、内燃機関の燃料としてガソリンを用いる電力併用軽自動車は除きます。

◆問い合わせ 町税務課町民税係（☎82-3111内線111）へ。

◆三輪の軽自動車・四輪以上の軽自動車の税額

車種区分		①現行税額	②新税額	③重課税額
軽三輪自動車		3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円



◎「初めて車両番号の指定を受けた年月」とは

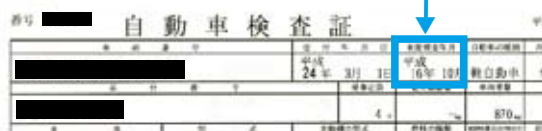
その車両（新車）が新規検査を受けることによって初めて車両番号の指定を受け、ナンバープレートの交付をされた年月のことです（車両の購入月や名義変更をした年月のことではありません）。

車検証の「初度検査年月」欄で確認することができます。

なお、平成15年10月14日以前に初めて車両番号の指定を受けた車両の車検証には「月」の記載がないため、軽自動車税の課税上は初度検査年の12月を最初の新規検査年月とします。

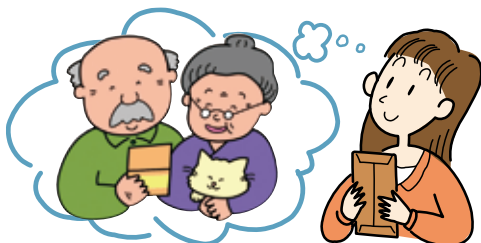
見本

「初めて車両番号の指定を受けた年月」は、この欄を確認してください。



国民年金保険料納め忘れはありませんか

确实・安全・便利な口座振替のご利用を



国民年金保険料は、日本年金機構から送付された納付案内書により、毎月の保険料を翌月の末日までに納めていただくことになっています。保険料の納め忘れがあると将来受け取る老齢基礎年金の額が少なくなるほか、場合によっては老齢基礎年金、あるいは障害基礎年金、遺族基礎年金なども受けられなくなることもあります。

保険料の納付は确实で安心な口座振替のご利用をお勧めします。毎月金融機関等へ納めに行く時間と手間が省け便利です。

◎お得な「早割制度」や「前納制度」もあります

口座振替には、当月分の保険料を当月末に引き落とすことにより月々50円割引される「早割制度」や現金納付よりも割引額が多い「6カ月前納」「1年前納」「2年前納」もありお得です。

口座振替での納付を希望する方は、宮古年金事務所または金融機関窓口で手続きを行ってください。

※「6カ月前納」「1年前納」「2年前納」の申込期限は2月28日までです。お早めに申し込みください。

◆問い合わせ 宮古年金事務所（宮古市太田1-7-12 ☎62-1963）へどうぞ。